

令和6年4月4日

保護者様

豊田市立前山小学校  
校長 大野秀幸

### 学習用タブレットの破損・故障等への対応について（確認）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、見だしのことについて、下記のようにさせていただきます。破損・故障の発生状況によつては、ご家庭で加入されている任意保険または実費負担での対応をお願いする場合もありますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。

#### 記

## 1 市で負担できる範囲

学校教育活動において、運用ガイドブックが示す適切な利用の範囲で生じた破損・故障等  
※学校が市を通じて対応し、ご家庭に負担をかけることはありません。

## 2 市で負担できない事例

### (1) 学校の教育活動以外で生じた破損・故障等

※自宅における宿題や自主学習などの利用は学校の教育活動に含まれます。自宅における学習以外の活動は、原則、学校の教育活動に含まれません。

### (2) 運用ガイドブックで示す範囲を超えた利用によって生じた破損・故障等

- (例) ・地面、床、椅子の上など、適切でない場所に置いたことが原因となる破損  
・カバンの中で水筒のお茶がこぼれたことによる故障  
・ケースを取り外した状態での利用による破損

### (3) その他、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

## 3 市で負担できない場合の対応

### (1) 各家庭で加入されている任意保険または実費負担で対応していただくことになります。

### (2) 任意保険へのご加入の際は、特に以下の点についてご確認ください。

●保険の種類によって補償対象となる事故の範囲が異なります。

●損害額の規準にご注意ください。「新価額」での補償の場合は同性能の新品として補償されますが、「時価額」の場合は減価償却された現状品の価値となります。

●総合的な補償がある保険にご加入している場合、「貸与タブレット端末」（購入したものでないタブレット端末）の補償が可能かどうかご確認ください。

※「愛知県小中学校 PTA 連絡協議会小中学生総合保障制度」（AIG 傷害保険株式会社）  
に加入されている方は貸与タブレット端末の補償がありますが、損害額の規準は時価額となります。

## 4 その他

- ・豊田市小中学校の児童生徒・保護者向けの補償制度パンフレットを配付させていただきます。
- ・加入の有無については、ご家庭でご検討ください。

担当教頭 佐久間 香織  
電話 0565-28-0192